

おたより (2009年9月発行)

高齢社会をよくする女性の会・広島

〒730-0051 広島市中区大手町2丁目5-11-204

連絡先：電話(082)245 1250 (月・水 10:00~17:00)

(082)927 6538 (代表 小堀宅)

9 月の声を聞くと、二百十日という言葉が思い浮かび、台風シーズンの到来と昔人間は思うのですが、どうも地球環境の様変わりや季節感が曖昧になっています。

この夏は、雨と暑さで大変でしたね。お変わりありませんか？

7月例会の資料と9月例会のご案内をお送りします。「高齢社会を賢く生き抜く」シリーズパート「知らなきゃそんそん！のツボ講座」です。

「体験者の具体的な生みの声と専門家の冷静な意見が共に聞けて、とても判りやすかった」という感想が、参加者の方々から寄せられています。

9月例会のご案内をぜひお知り合いにもお渡しくださいね。

7月26日例会報告

【知って安心「医療保険サービス」の巻】

(話題提供者)

(1) 患者家族の体験談～脳梗塞で倒れた夫を介護して) 助信淳子さん

(介護者の会「可部ぽけっと」)

60代初めの夫が脳梗塞で倒れ救急医療から自宅介護になった8年間の体験を、資料をたどりながら話して下さいました。

介護度5の男性を在宅で介護するのは大変な事ですが、助信さんにとって、いざというとき心の支えになったのが在宅介護者の会「可部ぽけっと」でした。同じ仲間の経験から生まれたアドバイスにずいぶん力づけられたそうです。

樋口恵子さんの言葉「金持ちより、人

持ち」を思い出します。

もう一点印象に残ったのは、家族だけではどうにもならなくて困ったとき「助けて！」と外に向かって声を上げているうちに、ご近所との関係が変わってきた。いざ、という時体力ある高校生や事情の判かったご近所が駆けつけてくださるようになった、と話された事です。

人とのつながりのなかで、一人の講師として話をする時間を手に入れられたのですねえ。

(話題提供者)

(2) 「医療保険サービス」について

社会福祉士 長里早苗さん

(長里社会福祉士事務所

090-2291-1309)

複雑な制度の説明を判りやすいように、質問に×で応えるよう工夫した資料をいただきました。

この資料は保存版！として手元に置こうと思いました。

制度を知って賢く使えば入院費用もそんなにはかからない。「知っとくポイント！」をいくつか挙げてくださった中で、覚えおいた方が良いいくつかの言葉を書いておきましょう。

- * 入院日数が短くなっている現状：急性期病院と慢性型病院
- * 早期にリハビリをスタート：回復期リハビリ病院・病棟
- * 高額療養費「限度額認定申請」を行えば多額のお金は必要ない。

申請は、請求がある前の入院前

か入院後すぐ手続きをすれば負担は軽くて済む。

* 医療ソーシャルワーカーに何でも相談を。(小堀記)

最後にお二人に出されたいろいろな質問にも具体的にお答えくださって、とても充実した例会になりました。

激しい雨で参加者が少なかったのがもったいなかったです。

参加された皆さんは、時間延長してまで熱心に受講されました。

お得情報

「可部ぽけっと」は、毎月例会を開いています。そこでは介護体験者が集い、さまざまなお話をされています。

参加は、自由です。お話ししたり、話に耳を傾けたり、どうぞお出かけください。

日時：毎月第2火曜日
午後1時～4時
場所：安佐北区総合福祉センター
(可部191号線入口手前)
連絡先：082-814-0811
(安佐北区社会福祉協議会)

医療サービスの受け方について何か困ったことがあれば、医療ソーシャルワーカーにご相談を！

社会福祉士の長里さんにお会いできたご縁で、連絡先をいただきました。困った時の一助になればとのことです。

次回9月例会は【今がチャンス！「家計」の見直し方法の巻】

別添、「お知らせ」を見てください。

一人が新たな一人に声をかけ
一緒に参加しませんか！！
“学ぶ”ことは、変わることに！
“つながり”を持ちましょう！



× 質問の回答 (長里さんの資料)

Q 急性期病院は、長く入院させてくれるかな？3 か月は大丈夫？

A ×
平均在院日数=約 19 日
広島市内の大病院は、14～5 日

Q 脳血管疾患、大腿骨骨折等で手術後の安静による機能低下になったとき、ぐずぐずしていると必要なリハビリが受けられなくなる？

A
回復期リハビリ病棟か病院で受ける。

Q 高額療養費(償還払い制度)に該当するのは？

A
× 保険診療分の治療、薬
× 保険診療以外の治療、薬
× 食費自己負担分
× おむつ代
× 個室代

これからの癌治療は？

健康保険でも認められてる患者の権利！「セカンドオピニオン」を知っておこう！

Q 主治医を通さず、内緒で受ける

A ×
情報提供書を書くように医師は決められている。

などなど
こんな情報満載の資料でした！